

運 航 基 準

令和 5 年 4 月 4 日
走島汽船有限公司

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、走島～鞆港航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象			
港 名	風速	波高	視程
鞆 港	13m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
走島港	13m/s以上	1.2 m以上	300 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	13m/s以上	波高	1.2 m 以上
----	---------	----	----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
13m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.2m以上又はうねり 階級 以上	横揺れ 7 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	13 m/s以上	波高	1.2m 以上
----	----------	----	---------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	300 m以下
----	---------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象			
港 名	風速	波高	視程
走島港	13 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
鞆 港	13 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を社内運航管理記録に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

名称	使用基準
基準経路	周年

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	650 rpm
微 速	4ノット	650 rpm
半 速	10.238ノット	1,190 rpm
航海速力	11.636ノット	1,421 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかななければならない。

(特定航法)

第9条 走島港の航法

(1) 船舶は、入港しようとするときは走島港第1号灯浮標を左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。

(2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、走島港第1号灯浮標を左に見て通過しなければならない。

(3) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

(4) 走島港第1号灯浮標～走島港第2号灯浮標間は4ノット以下、舩港第1号灯浮標～舩岸壁間は4ノット以下に減速して航行しなければならない。

(5) 走島港における入港時待ち泊地及び転錨泊地は、走島錨地とする。

(通常連絡等)

第10条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港5分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

(例)

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸(棧)前、防波堤手前100m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。

附 則

この規定は平成19年6月21日より実施する。

この規定は平成24年4月7日より実施する。

この規定は平成24年8月12日より実施する。

この規定は平成27年10月1日より実施する。

この規定は令和5年4月4日より実施する。

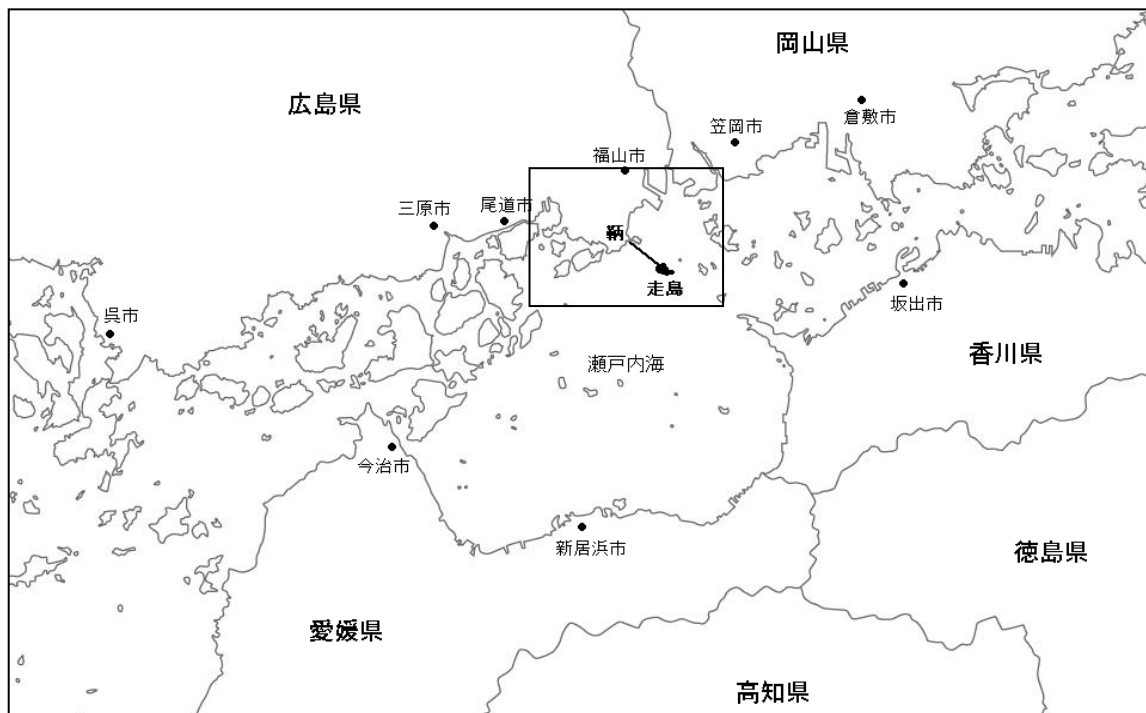
参 考

- ◆平成19年6月21日から運用
- ◆平成24年4月7日から新船神勢丸（フェリー）運航による改定
- ◆平成24年8月12日から運航基準図別表（所要時間）変更による改定
- ◆平成27年10月1日から母港の変更（走島から靉港へ）による改定
- ◆令和5年4月4日から船長の措置の改変による改訂

航路図

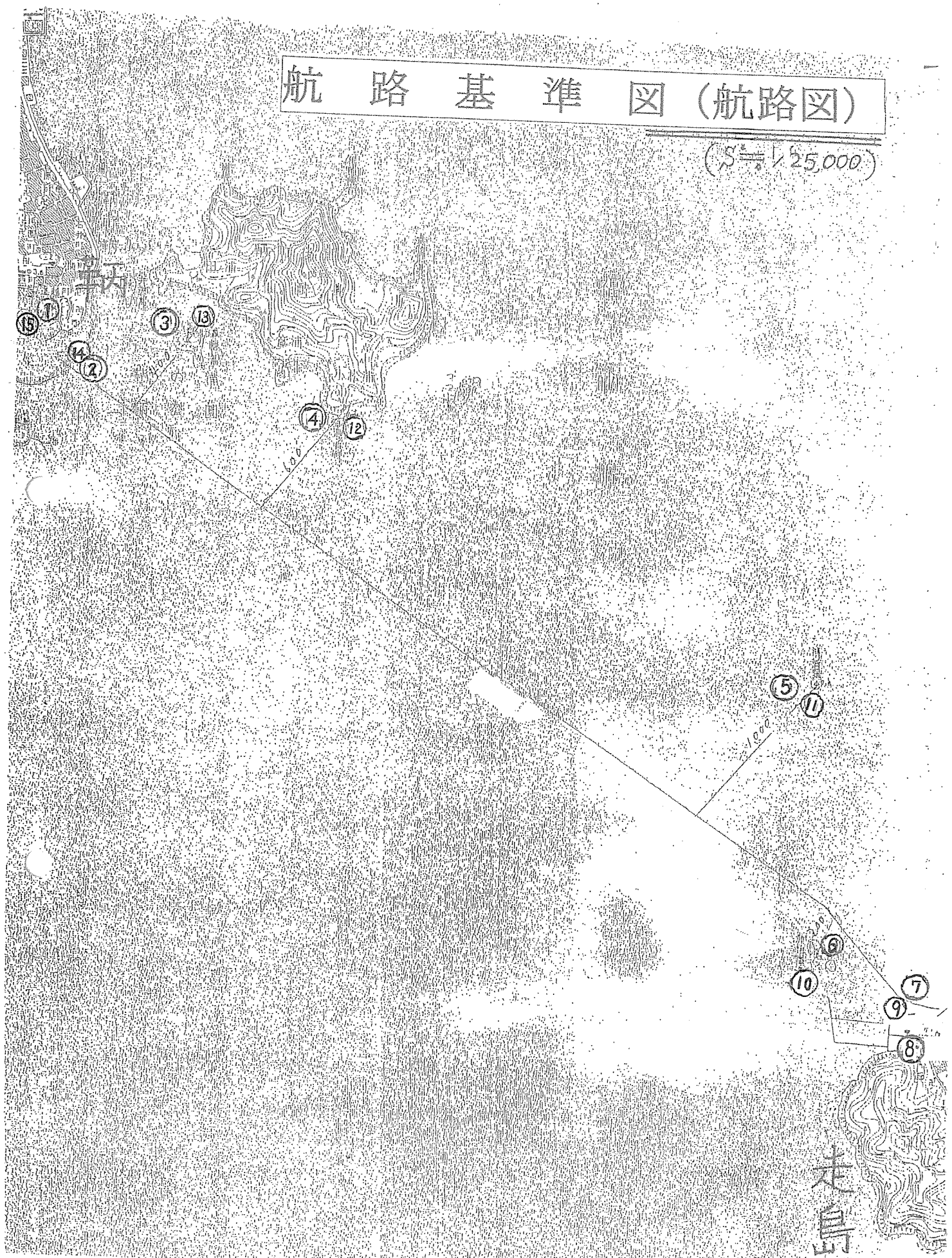
走島汽船有限会社

走島 ～ 鞆線



航路基準図 (航路図)

(S=1/25,000)



- 船長が甲板上の指揮をとるべき区間 ; 航路全区域
- 船舶の輻輳する海域 ; 桟港内及び走島港内

1ノット＝ 0.514444 m／秒
30.8666 m／分
1.85200 km／時間

運航基準表(神勢丸)

平成27年10月 1日から実施

地点 番号	通過地点の位置	方位	距離	針路	距離	入港地まで	速力	所要時間(分)	
	目標	(T)	(m)	(T)	(km)	(km)	(KNT)	区間別	所要時間
1	鞆港棧橋	—	—	—	0.0	0.0	—	0	0
2	鞆港出口	—	—	—	0.5	0.5	VAY	3分06秒	3分06秒
3	皇后島	35	400	125	0.5	1.0	7	2分19秒	5分25秒
4	鳥ノ口	35	600	125	0.8	1.8	11	2分22秒	7分47秒
5	鴻ノ石	35	1,000	125	3.0	4.8	11	8分51秒	16分38秒
6	鍛冶屋島	220	200	125	1.0	5.8	11	2分57秒	19分35秒
7	走島港入口	—	—	155	0.5	6.3	7	2分19秒	21分54秒
8	走島棧橋	—	—	—	0.7	7.0	VAY	3分06秒	25分00秒
8	走島棧橋	—	—	—	0.0	7.0	—	—	—
9	走島港出口	—	—	—	0.7	7.7	VAY	3分06秒	28分06秒
10	鍛冶屋島	220	200	335	0.5	8.2	7	2分19秒	30分25秒
11	鴻ノ石	35	1,000	305	1.0	9.2	11	2分57秒	33分22秒
12	鳥ノ口	35	600	305	3.0	12.2	11	8分51秒	42分13秒
13	皇后島	35	400	305	0.8	13.0	11	2分22秒	44分35秒
14	鞆港入口	—	—	305	0.5	13.5	7	2分19秒	46分54秒
15	鞆港棧橋	—	—	—	0.5	14.0	VAY	3分06秒	50分00秒